【資料３】

令和８年度　地域生活支援拠点等特別専門部会　報告書

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業のこと。

本特別専門部会は、地域生活支援拠点等の体制整備、機能強化に向けて、課題の抽出や解決に向けた、関係機関による協議の場。

■第１回　特別専門部会

（１）開催日時等

令和８年９月２９日（火曜日）１０時００分～１１時３０分

（２）出席者

市内入所施設、短期入所施設、共同生活援助施設　８事業所１２人

基幹相談支援センター４人　市社会福祉課１人　　計１７人

（３）議事内容

①本市の現状について

事業の概要及び登録（協力）事業者の状況について説明。

令和８年９月末現在の登録事業者数：６事業者

特に、緊急時の受け入れ機能を担う入所系施設の登録が少ない（２事業者）状況を説明する。

②登録事業者増加に向けた課題の整理について

本市の状況を踏まえたうえで、登録の障壁となっている課題等について、意見交換を行う。（今回参集したのは、入所系施設の事業所）

＜出された主な意見等＞

・夜間の受け入れは、体制的に厳しい。

・情報の全くない方の受入れは、ハードルが高い。
本人の状況を把握してから受け入れしたい。（医療・生活状況など）
普段から、短期入所を利用する等、事前の関係づくりをお願いしたい。

・１泊限定ということであれば、受け入れが可能かもしれない。

・出口支援（生活の再構築）の方法が明確に決まっていないと、受け入れることに抵抗がある。

・強度行動障害の方や医療的ケア児・者等は、何らかのサービスに繋がっている人は相談支援専門員がついている可能性が高いので、ここにはあがってこないのではないか。

・人材不足のため、体制確保が難しい。

・発見者が状況を判断して、どこにつなげるかの入口の支援も必要。

・今後どのような状況なら受けてもらえるかという協議も必要。

・itsumo ノートが活用できれば日々の生活の様子も共有できそう。

・既存のサービスと新しい資源や報酬も併せて考える必要がある。

③日中サービス支援型グループホームの評価について
基準法に定める自立支援協議会等での評価方法について提案する。
具体的には、第一次評価を地域生活支援拠点等特別専門部会で行い、第二次評価を全体会で実施するもの。
※詳細については、この後の協議事項で説明する。

＜自立支援協議会に助言等を求めたいこと＞

・日中サービス支援型グループホームの評価の方法について、案のとおり実施してよいか。（(5)で別途協議）